

第12回

(平成28年12月13日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成28年12月13日(火) 午前9時半から午前10時半
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 沢田 真二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第45号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第46号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第47号案 買受適格証明願いに対する認定について
議案48号案 土地改良事業参加資格交替の承認について
議第49号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、1番・2番委員を指名します。

議長 議事に入ります。それでは、議第46号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第46号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、3番委員より調査報告をお願いします。

- 3番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電です。施設の概要は500kwです。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):許可後。3番(資金調達):

自己資金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）：㎡あたり200円の608千円以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号2）使用借人使用貸人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は現場事務所ほかです。施設の概要は事務所駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：許可後。3番（資金調達）：自己資金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域内であるが一時転用のため問題なし。11番（取得価格）：無償以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に議第47号案買受適格証明願いに対する認定についてを議題とします。

事務局 議第47号案買受適格証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番について、2番委員より調査報告をお願いします。

2番 （調査番号1）証明願人の住所・氏名と買受物件は記載のとおりです。申請理由は競売入札です。期日は12月14日です。3条調査項目により報告します。証明願人の経営内容について報告します。従業員14人です。経営面積714aのうち田433a畑281aです。搾乳牛350育成100頭。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：800m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：競売。6番（耕作放棄地）：解消するよう指導。7番（農機具の利用計画）：トラクター他一式。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に議第48号案土地改良事業参加資格交替の承認についてを議題とします。

事務局 議第48号案土地改良事業参加資格交替の承認について（朗読）

議 長 調査番号1番2番について、2番委員より調査報告をお願いします。

2 番 土地改良事業の参加資格者は、耕作者となっている。所有者から申し出があった場合、農業委員会の承認が必要で、結果所有者が参加資格者となる。調査番号1と2について所有者に確認したところ、意思が確認できました。報告終わります。

議 長 調査番号3番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3 番 調査番号3について、双方の意思を確認したところ、参加資格の交替について問題ないとのことでした。報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり承認します。調査番号2について原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり承認します。調査番号3について原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり承認します。次に議第49号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

事務局 議第49号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成28年12月1日付け：球錦農林第10745号）の諮問があり、今回は所有権移転3件、利用権の再設定が3件、新規が5件です。

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

(全委員：質疑なし)

議長 質疑がないので、採決します。議第49号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員、賛成ですので、議第49号案については原案のとおり決定します。次に報告第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、8番委員と1番委員でお願いします。

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号2は、3番委員と2番委員でお願いします。次に議第45号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議第45号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番2番3番について、1番委員より調査報告をお願いします。

1番 (調査番号1・2・3) 賃借人・賃貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。賃借人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)です。経営面積新規就農のため0です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):2km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):1番反18千円2番反5千円3番10千円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):妻の実家から借用。8番(取得農地の利用計画):飼料稲人参。9番(周辺地域との関係):周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、1番委員より調査報告をお願いします。

1番 (調査番号4) 使用借人・使用貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。使用借人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):本件を含め53aとなり問題なし。2番(通作距離):2km。3番(小作人同意):問題なし。4

番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：妻の実家から借用。8番（取得農地の利用計画）：飼料稲。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号5番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号5）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）です。経営面積83aのうち田72a畑11aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号6番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号5）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積54aのうち田34a畑20aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号7番について、2番委員より調査報告をお願いします。

関係者がおられますので3番委員の退席をお願いします。

2 番 （調査番号7）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員14人。経営面積714aのうち畑281a田433aです。搾乳牛350育成100。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：35万。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：一式。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 調査番号8番について、2番委員より調査報告をお願いします。
- 2 番 (調査番号8) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2.5)従業員のべ6人。経営面積706aのうち畑274a田432aです。搾乳牛20育成10黒5。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):300m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):35万。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):一式。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 調査報告が終了しましたので、調査番号7と8について発言のある方は挙手をお願いします。
- 議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号7については原案のとおり決定します。調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号8については原案のとおり決定します。
- 2 番 調査番号1から4について質問します。賃借人は4番と親子なのか
- 1 番 娘婿となります。
- 議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号6については原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成28年第11回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月13日

農業委員会会長

1番 農業委員

2番 農業委員
